

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (追加註印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ツバル	ツバル政府に対する贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の資金協力が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	100,000千円	H23.3.23 フナフナ イで (同日)	日本側 吉澤裕在ツバル大使 ツバル側 官相兼運輸・通信・公共事業大臣 カウセフ・ナタ	H23.4.4 136号
ツバル	モトフオウア高等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の交換公文	モトフオウア高等教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	692,000千円 H26.6.30まで	H23.8.24 フナフナ イで (同日)	日本側 吉澤裕在ツバル大使 ツバル側 アビサイ・イエ レミアア外務・貿易・観光・環境・労働大臣	H23.9.6 313号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、.....と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。